

事 務 連 絡
令 和 5 年 6 月 21 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚 生 労 働 省 医 政 局
医療経営支援課医療法人支援室

医療法人に関する情報の調査及び分析等について（ご協力依頼）

日頃より、厚生労働行政についてご理解・ご協力いただきありがとうございます。

これまでも制度創設に向けてご協力いただきました標記につきまして、令和5年5月19日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和23年法律第205号）が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和5年8月1日より施行されることとなりました。

改正法施行後は、令和5年8月に決算期を迎える医療法人から病院及び診療所の経営等の情報を報告いただき、データベースとして蓄積し、今後の医療を取り巻く課題に対応する政策の企画・立案に活用するとともに、国民の理解に向けた丁寧な説明のため活用していくこととしております。

今後、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の改正等を進めることとしておりますが、予めご連絡申し上げます。引き続きご理解・ご協力いただきますとともに、貴会会員の皆様にもご周知いただきますようお願い申し上げます。

特に「医療従事者等の職種別の給与等」については、医療法人の実情により任意にて報告いただく予定である一方、参議院厚生労働委員会から改正法案に対する附帯決議として、「医療・介護従事者の適切かつ的確な処遇改善を図る観点から、職種別の給与情報が可能な限り報告されるよう必要な取組を進めること」とされており、政府としても重要であると認識しており、より多くの医療法人の皆様にご協力いただきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

資料1：医療法人・介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

資料2：全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。医療法関係部分抜粋。）

資料3：全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月11日参議院厚生労働委員会）